

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

年金事務所に納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。結婚した際に母から国民年金手帳を渡され、それまでの保険料は全て納付済みであると聞いた。また、結婚後は自分で定期的に保険料を納付してきた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者名簿により、昭和 46 年 9 月 27 日に台帳整理が行われた時点では、40 年 9 月から 46 年 3 月までの保険料が納付済みであったことが確認できるところ、54 年に納付が取り消されており、その理由が確認できないことから、行政側における申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

また、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び第 3 号被保険者期間を除く国民年金被保険者期間の保険料を全て納付している。

さらに、通常、国民年金保険料が一度納付され、その後の取消しにより保険料の還付が発生した場合には国民年金被保険者台帳（特殊台帳）が存在すべきところ、申立人については同台帳が保管されていないことから、申立人に係る記録管理が適正に行われていなかったと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私は、昭和 50 年 3 月に婚姻する前は国民年金保険料を納付していたが、婚姻後しばらく保険料を納付しておらず、51 年頃、未納期間の保険料を納付するようにとの通知が届いたため、申立期間の保険料を一括納付した記憶がある。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年頃に、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しており、この時点において申立期間の保険料を納付することは可能であった。

また、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間及び国民年金第 3 号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和 51 年当時、申立人の夫は A 共済組合に加入しており、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月から50年3月まで

ねんきん特別便が届き、納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。昭和54年5月の婚姻時に父から年金手帳を渡され、「今までの保険料は自分の分と一緒に納めてきたから、結婚後は自分で納めるように」と言われた。実際に父の国民年金保険料も全て納付済みとなっており、私の保険料だけ未納のままであったとは考え難い。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直後の昭和50年4月から同年6月までの保険料を同年6月30日に現年度納付している事実が確認できることから、この時点で過年度納付が可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は9月と短期間であり、申立人は申立期間及び第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父は、国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私の母が申立期間の国民年金保険料を納付し、領収書も所持しているが、ねんきん特別便では保険料の納付事実が確認できなかった。

このことについて、日本年金機構に問い合わせたところ、平成22年9月になって、申立期間については、国民年金保険料の納付事実が確認できるものの、国民年金被保険者資格が無いことを理由に、保険料を還付するとの回答を得た。

このため、申立期間の国民年金保険料が還付され、保険料を納付していない記録となることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳により、申立人は、昭和46年4月1日に国民年金被保険者資格を取得し、47年4月1日付けで同資格を喪失していることが確認できるが、申立人が所持するA都道府県が発行した「国民年金保険料領収証書」によれば、申立人は、申立期間の保険料について、48年3月15日に現年度納付したことが確認できる。

また、B機関が発行する「年金加入期間確認通知書」により、申立人は、申立期間については、C共済組合の加入員であり、既に退職一時金を受給していることが確認できるが、国民年金の「還付・充当・死亡一時金リスト」に申立期間に係る保険料の還付決議年月日が記載されておらず、申立期間の保険料が還付された事実を確認することができない。

さらに、本来、申立期間は、共済組合の退職一時金を受給したことによる合算対象期間（カラ期間）であるため、制度上、国民年金の被保険者となり

得る期間ではないことから、還付の手続を行うべきところであるが、オンライン記録により、平成22年10月18日になるまで還付の手続が行われた事実は確認できないことから、申立人が、当該期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われたことは明らかであり、国民年金被保険者資格が無いことを理由として、申立期間の国民年金被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年5月から6年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年1月から同年7月まで
② 平成元年8月から3年10月まで
③ 平成5年5月から6年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、各申立期間の保険料が未納とされていた。平成2年頃、A市区町村役場で私の父が加入手続きをし、同役場の窓口で未納となっていた申立期間①及び②の保険料をまとめて納付してくれた。また、申立期間③の保険料については、納付開始後、役場から送られてきた保険料納付書により納めていた。

このため、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年4月及び平成6年度以降の国民年金保険料を現年度納付し、平成3年11月から5年3月までの保険料を6年1月5日に過年度納付していることから、納付可能であった申立期間③の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、オンライン記録により、平成7年11月7日に国民年金保険料の納付書が発行されている事実が確認でき、3年11月から5年3月の保険料も過年度納付されていることから、申立期間③の保険料を過年度納付したとする申立人の主張は自然である。

一方、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された同記号番号の加入者の20歳到達による資格取得日が平成5年*月*日であることから、5年*月以降と考えられ、申立期間①の

保険料及び申立期間②の大半の保険料については、時効により納付することはできない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1241

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から 60 年 3 月まで

ねんきん特別便が届き、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。当時は家族が納税組合に加入しており、20 歳になった時点で、父が私の国民年金の加入手続きを行い、町内の班長が集金に来た際に保険料を納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和 59 年 4 月であることが推認できる。

また、A 市区町村の「国民年金状況一覧表」により、申立人は、申立期間直後の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの保険料について、同年 6 月 4 日に現年度納付している事実が確認できることから、その時点で納付可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間及び法定免除期間を除く国民年金被保険者期間の保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付したとするその父も、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

年金事務所に国民年金の加入記録を照会したところ、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。親族が経営するスーパーを任されたことから、夫婦で A 市区町村に転入し、国民年金保険料については、夫の分と一緒に私が納付していたので、申立期間の保険料も納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳及び A 市区町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同市区町村において昭和 57 年 1 月 30 日に職権により転入処理が行われており、同市区町村の「収納者リスト（年金用）兼検認票」により、申立期間直後の 56 年 4 月から 57 年 3 月までの保険料を同年 4 月 2 日に納付し、57 年 4 月から 58 年 3 月までの保険料を 57 年 4 月 16 日に申立人の夫の分と一緒に納付していることが確認できることから、この時点で、納付可能であった申立期間の付加保険料を除く保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、B 市区町村が管理していた国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 54 年 6 月 17 日に、任意加入の国民年金被保険者資格で、同市区町村から A 市区町村に転出しているものの、国民年金被保険者台帳及び同市区町村の国民年金被保険者名簿により、57 年 1 月 30 日に「職権転入」となっていることが確認できる。一方、住民票によると、申立人及び申立人の夫は、54 年 6 月 17 日に同市区町村の住民となっており、オンライン記録によると、

申立人の夫は、厚生年金被保険者資格を喪失した同年同月 24 日に、同市区町村を管轄する社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が、同市区町村に転入した時点から職権適用されるまで、国民年金の住所変更が行われていなかったことは、申立人に係る行政側の事務処理が適切でなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は 12 か月と短期である上、申立人は、昭和 49 年 10 月に国民年金に任意加入してから、平成 14 年 6 月に厚生年金被保険者資格を取得するまでの国民年金被保険者期間は、申立期間を除き、付加保険料（昭和 49 年 10 月から平成 3 年 11 月まで）を含め保険料を全て納付していることから、年金への意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1243

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月

年金加入記録を照会したところ、昭和60年6月の国民年金保険料が未納となっていた。54年12月頃に国民年金の加入手続を行い、60年7月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は、昭和60年4月2日にA市区町村からB市区町村に住所変更を行い、同年同月及び同年5月分の国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除いて、国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年6月まで
② 昭和38年7月から同年9月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、両申立期間の保険料が未納とされていた。私の父が加入手続を行い、未納なく保険料を納付してくれていたはずである。

このため両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間②直後の昭和38年10月から40年3月までの保険料を、40年10月28日に過年度納付し、40年4月から同年12月までの保険料を、同年10月30日に現年度納付している事実が確認できることから、この時点で時効到来前の申立期間②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

一方、申立人が国民年金に加入した時期は、前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和40年10月と考えられ、この時点では、申立期間①については時効により保険料を納付できない。

また、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立人の父もすでに他界しているため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1245

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年11月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。昭和63年8月にA市区町村において店を開業したが、申立期間当時は売り上げも伸びていたため、まとめて納付したことはあったが未納とした期間はない。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年8月から店を経営しており、申立期間前後の生活状況に変化は無い上、それ以降、申立期間を除く国民年金被保険者期間の保険料を全て納付していることから納付意識の高さがうかがえるとともに、申立期間は8か月と短期間である。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の平成2年12月から4年3月までの国民年金保険料について、5年1月26日に過年度納付しており、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料について、4年5月18日に現年度納付している事実が確認できることから、この時点で納付可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1246

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料が未納となっていた。

申立期間については、私の父が、国民年金の加入手続を行い、母の保険料と一緒に 3 人分を納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、昭和 50 年 12 月に、申立期間直前の 47 年 6 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付又は過年度納付し、申立期間直後の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立人については、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料がすべて納付されている上、申立人の保険料と一緒に保険料が納付されていたとする申立人の父及び母も、申立期間を含む昭和 36 年 4 月から 60 歳で国民年金被保険者資格を喪失するまでのすべての期間について保険料が納付されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1247

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。私は、自営業の夫と結婚後、二人分の保険料を一緒に納付してきた。

このため、申立期間について、私の国民年金保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、昭和47年8月から48年12月までの保険料を過年度納付し、申立期間直後の49年4月以降の保険料を現年度納付している事実が確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金被保険者期間の保険料を全て納付している。

さらに、申立人が自身の分と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間を含む国民年金被保険者期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 52 年 8 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、56 年 4 月 21 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 52 年 8 月から 53 年 8 月までを 11 万円に、同年 9 月から 56 年 3 月までを 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 21 日から 56 年 4 月 21 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A 社に転勤した昭和 52 年 8 月 21 日から 56 年 4 月 21 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、申立期間中に A 社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録において、昭和 48 年 4 月 1 日から 56 年 4 月 20 日までの期間に係る A 社の記録が確認できる。

また、B 厚生年金基金及び企業年金連合会から提出のあった加入記録において、申立人の申立期間に係る加入記録が確認できる。

さらに、申立期間当時、A 社の関連会社であり、同社と同じ B 厚生年金基金に加入していた C 社から、厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る届出は複写式の様式を用いていたと回答が得られたことから判断すると、厚生年金基金に提出されたものと同じのものが社会保険事務所に届け出されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 52 年 8 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、56 年 4 月 21 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会から提出された厚生年金加入員台帳に記載されている額から、昭和52年8月から53年8月までを11万円に、同年9月から56年3月までを13万4,000円とすることが妥当である。

茨城厚生年金 事案 1582

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、平成15年7月から17年8月までの期間については36万円に、同年9月から18年3月までの期間については34万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日から18年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務している期間のうち、平成15年7月から18年3月までの期間に係る標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。この処理には納得できないので、申立期間について標準報酬月額を減額処理が行われる前の金額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成15年7月から17年8月までの期間については36万円、同年9月から18年3月までの期間については34万円と記録されていたところ、18年5月10日付けで、15年7月1日に遡及して訂正され、それぞれ9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人から提出された給与明細書（平成16年9月分、同年12月分、17年3月分、同年4月分、同年5月分を除く）から判断すると、申立期間において遡及訂正後のオンライン記録を大幅に上回る給与が申立人に支給されていたことが確認又は推認できる。

また、A社の事業主に照会したところ、申立期間当時、同社は社会保険料を滞納しており、これを整理する方策として、事業主自身の標準報酬月額を遡及訂正したことを記憶している旨及び申立人は同社の取締役であったが、社会保険に関する権限を持っていない旨を証言しており、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について、関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のよ

うな記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成15年7月から17年8月までの期間については36万円、同年9月から18年3月までの期間については34万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、6万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月8日

A社から、同社における平成15年7月分の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が漏れている旨の連絡を受けた。同社から提出された資料のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧により、申立人は、申立期間において10万円の賞与が支給されていたことが確認できる。

また、同時に、申立期間において6万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細一覧において確認できる保険料控除額から、6万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納

入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1584

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を、12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 10 日

A社から、同社における申立期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が漏れている旨の連絡を受けた。同社から提出された資料のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧により、申立人は、申立期間①及び②において18万円の賞与が支給されていたことが確認できる。

また、同時に、申立期間①及び②において12万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧において確認できる保険料控除額から、申立期間①及び②について12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に

提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①については4万5,000円に、申立期間②については18万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（申立期間②については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年12月12日

A社から、同社における申立期間①の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が漏れている旨の連絡を受けた。同社から提出された資料のとおり、申立期間①に係る賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

また、申立期間②の賞与について、同社から誤った賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ている旨の連絡を受けた。同社から提出された資料に基づいて、実際に支給されていた賞与額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧により、申立人は、申立期間①において5万円の賞与が支給されていたことが確認できるとともに、4万5,000円に相当する厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立期間②に係る標準賞与額については17万円と記録されているところ、A社から提出された預金通帳により、申立人及び同僚の同期間に係る手取り支給額が同額であることが確認できることから判断すると、申立人の申立期間②の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額は、当該同僚が所持する同期間に係る賞与明細書において確認できる金額と同額

であったと推認でき、当該同僚に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準賞与額は18万円であることが確認できる。

この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、申立期間①については、賞与明細一覧において確認できる保険料控除額から4万5,000円、申立期間②については、前述の同僚の同期間に係る賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していなかったこと、及び申立期間②については、正しい届出を行っておらず、過少な保険料を納付したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料（申立期間②については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①については18万7,000円に、申立期間②については17万4,000円に、申立期間③については22万2,000円に、申立期間④については19万8,000円に、申立期間⑤については40万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月8日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成18年7月10日

A社から、同社における申立期間①から⑤までの賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が漏れている旨の連絡を受けた。同社から提出された資料のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧により、申立人は、申立期間①において28万円、申立期間②において26万円、申立期間③において24万円、申立期間④において22万円、申立期間⑤において40万円の賞与が支給されていたことが確認できる。

また、同時に、申立期間①において18万7,000円、申立期間②において17万4,000円、申立期間③において22万2,000円、申立期間④において19万8,000円、申立期間⑤において40万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これ

に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧において確認できる保険料控除額から、申立期間①において18万7,000円、申立期間②において17万4,000円、申立期間③において22万2,000円、申立期間④において19万8,000円、申立期間⑤において40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る全ての申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②については12万円に、申立期間③については13万8,000円に、申立期間④については14万4,000円に、申立期間⑤については18万円に、申立期間⑥については3万4,000円に、申立期間⑦については25万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（申立期間⑤及び⑦については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 9 日
④ 平成 16 年 12 月 10 日
⑤ 平成 17 年 12 月 12 日
⑥ 平成 18 年 7 月 10 日
⑦ 平成 19 年 7 月 11 日

A社から、同社における申立期間①から④までの賞与及び⑥の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が漏れている旨の連絡を受けた。同社から提出された資料のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

また、申立期間⑤及び⑦に係る賞与について、同社から誤った賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ている旨の連絡を受けた。同社から提出された資料に基づいて、実際に支給されていた賞与額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧及び申立人から提出された申立期間⑤に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間①及び②において18万円、申

立期間③において 15 万円、申立期間④において 16 万円、申立期間⑤において 18 万円、申立期間⑥において 6 万円、申立期間⑦において 25 万円の賞与が支給されていたことが確認できる。

また、同時に、申立期間①及び②において 12 万円、申立期間③において 13 万 8,000 円、申立期間④において 14 万 4,000 円、申立期間⑤において 18 万円、申立期間⑥において 3 万 4,000 円、申立期間⑦において 25 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧及び賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①及び②において 12 万円、申立期間③において 13 万 8,000 円、申立期間④において 14 万 4,000 円、申立期間⑤において 18 万円、申立期間⑥において 3 万 4,000 円、申立期間⑦において 25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から④及び⑥に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないこと並びに申立期間⑤及び⑦については、正しい届出を行っておらず、過少な保険料を納付したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料（申立期間⑤及び⑦については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 11 日

A社から、同社における平成 19 年 7 月分の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が漏れている旨の連絡を受けた。同社から提出された資料のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧により、申立人は、申立期間において13万円の賞与が支給されていたこと及び標準賞与額13万円に相当する厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①については18万7,000円に、申立期間②については17万4,000円に、申立期間③については21万3,000円に、申立期間④については20万7,000円に、申立期間⑤については25万円に、申立期間⑥については30万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（申立期間⑥については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 9 日
④ 平成 16 年 12 月 10 日
⑤ 平成 18 年 7 月 10 日
⑥ 平成 19 年 7 月 11 日

A社から、同社における申立期間①から⑤までの賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が漏れている旨の連絡を受けた。同社から提出された資料のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

また、申立期間⑥に係る賞与について、同社から誤った賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ている旨の連絡を受けた。同社から提出された資料に基づいて、実際に支給されていた賞与額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧により、申立人は、申立期間①において28万円、申立期間②において26万円、申立期間③及び④において23万円、

申立期間⑤において 25 万円、申立期間⑥において 30 万円の賞与が支給されていたことが確認できる。

また、同時に、申立期間①において 18 万 7,000 円、申立期間②において 17 万 4,000 円、申立期間③において 21 万 3,000 円、申立期間④において 20 万 7,000 円、申立期間⑤において 25 万円、申立期間⑥において 30 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧において確認できる保険料控除額から、申立期間①において 18 万 7,000 円、申立期間②において 17 万 4,000 円、申立期間③において 21 万 3,000 円、申立期間④において 20 万 7,000 円、申立期間⑤において 25 万円、申立期間⑥において 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑤までの賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないこと及び申立期間⑥については、正しい届出を行っておらず、過少な保険料を納付したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る全ての申立期間の標準賞与額に基づく保険料（申立期間⑥については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①については4万5,000円に、申立期間②については40万円に、申立期間③については45万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（申立期間③については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 18 年 7 月 10 日
③ 平成 19 年 7 月 11 日

A社から、同社における申立期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が漏れている旨の連絡を受けた。同社から提出された資料のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与に係る記録を追加してほしい。

また、申立期間③に係る賞与について、同社から誤った賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出していた旨の連絡を受けた。同社から提出された資料に基づいて、実際に支給されていた賞与額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧により、申立人は、申立期間①において5万円、申立期間②において40万円、申立期間③において45万円の賞与が支給されていたことが確認できる。

また、同時に、申立期間①において4万5,000円、申立期間②において4万3,000円、申立期間③において45万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これ

に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細一覧において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①において4万5,000円、申立期間②において40万円、申立期間③において45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないこと並びに申立期間③については、正しい届出を行っておらず、過少な保険料を納付したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る全ての申立期間の標準賞与額に基づく保険料（申立期間③については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間については45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 11 日

A社から、同社における平成 19 年 7 月分の賞与について、誤った賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ていた旨の連絡を受けた。同社から提出された資料のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧により、申立人は、申立期間において45万円の賞与が支給されていたこと及び標準賞与額45万円に相当する厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る正しい届出を社会保険事務所に行っておらず、申立期間については、過少な保険料を納付したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、53万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月11日

A社から、同社における平成19年7月分の賞与について、誤った賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ていた旨の連絡を受けた。同社から提出された資料のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧及び申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において53万5,000円の賞与が支給されていたこと及び標準賞与額53万5,000円に相当する厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る正しい届出を社会保険事務所に行っておらず、申立期間については、過少な保険料を納付したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1593（事案 1016 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 30 万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 30 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで
前回、年金記録確認第三者委員会に申立てをしたところ、昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 10 月 1 日までの標準報酬月額について、記録を訂正することはできない旨の回答を受けた。

しかし、その後、当時、A社から社会保険事務所（当時）に提出した昭和 53 年 11 月 1 日付の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書（控）（以下「改定通知書」という。）を保存していたことに気づき、その記載内容について年金事務所で確認したところ、改定通知書には、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下「月額変更届」という。）を提出したはずの私の妻に係る月額変更（従前標準報酬月額 18 万円を 20 万円に変更）の記載があったにもかかわらず、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票にはその記録が無かった。

私は、昭和 53 年 11 月 1 日付で、自身に係る月額変更届を提出していないので、私の妻の月額変更届の記録を私の月額変更（従前標準報酬月額 30 万円を 20 万円に変更）の記録として、誤って処理されたものと思われる。

このため、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を 30 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録については、i) 申立期間に係る不自然な事務処理が行われた形跡がうかがえないこと、ii) 申立人がA社の代表取締役で、申立てに係る届出に関与していなかったとは考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から提出されたA社に係る昭和 53

年 11 月の随時改定に係る改定通知書には、申立人に係る記載が無いにもかかわらず、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においては、申立人に係る同年 11 月の随時改定（標準報酬月額を 20 万円に改定）が記録されていることが確認できる。

また、前述の改定通知書において、申立人の妻の標準報酬月額を 18 万円から 20 万円に改定する旨の記載が確認できるにもかかわらず、オンライン記録及び前述の被保険者原票においては、申立人の妻に係る同年 11 月の随時改定が記録されていないことが確認できることなどから判断すると、社会保険事務所が申立人の妻に係る月額変更届を申立人に係るものとして、誤った記録処理を行ったものと認められる。

さらに、A社の賃金台帳から、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除額が、申立期間直前の昭和 53 年 10 月分と同じ 30 万円の標準報酬月額に見合う金額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 30 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額が20万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年11月1日から54年10月1日まで
年金事務所に標準報酬月額の照会をしたところ、私がA社に勤務していた期間のうち、昭和53年11月から54年9月までの期間について、標準報酬月額は、18万円であるとの回答を受けた。

しかし、A社の社会保険関係綴りの中に保存していた昭和53年11月1日付、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書(控)(以下「改定通知書」という。)によると、私の申立期間の標準報酬月額は20万円となっている。

このため、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を20万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の随時改定に係る記録は無いが、申立人から提出された改定通知書には、申立期間に係る標準報酬月額が18万円から20万円に変更された記載が認められる。

一方、オンライン記録及び申立人の夫のA社に係る被保険者原票には、申立人の夫の標準報酬月額が昭和53年11月に30万円から20万円に月額変更されている記録があるが、改定通知書には当該記録は確認できないことから判断すると、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額変更届が提出されたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)が申立人の夫に係るものとして、誤った記録処理を行ったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、

申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、各申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を9万7,000円、申立期間②に係る標準賞与額を7万7,000円、申立期間③に係る標準賞与額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月28日
② 平成17年8月10日
③ 平成17年12月26日

ねんきん定期便で確認したところ、A社から受け取った平成16年12月分賞与、17年8月分賞与及び同年12月分賞与の年金記録が漏れていることに気づいた。

私が所持している賞与明細書によると、各申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録に平成16年12月分賞与、17年8月分賞与及び同年12月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における平成16年12月分、17年8月分及び同年12月分に係る賞与明細書並びにA社から提出された16年12月分及び17年12月分に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間①において10万円、申立期間②において8万円、申立期間③において10万円の賞与を支給されていることが確認できる。

また、申立期間①については9万7,000円、申立期間②については7万7,000円、申立期間③については10万円に相当する厚生年金保険料をそれぞれ事業主から控除されていることが認められる。

この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合

う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①に係る標準賞与額については9万7,000円、申立期間②に係る標準賞与額については、7万7,000円、申立期間③に係る標準賞与額については、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、各申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（9万7,000円）、申立期間②に係る標準賞与額（7万7,000円）及び申立期間③に係る標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年1月までの期間、同年4月から同年6月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年1月まで
② 昭和39年4月から同年6月まで
③ 昭和46年4月から47年3月まで

社会保険事務所（当時）で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、平成22年7月30日付けで、昭和38年1月から41年3月までの期間及び46年10月から47年3月までの期間について、納付記録の確認ができないとの回答を得たため、平成22年8月10日付けで年金記録確認第三者委員会へ年金記録の確認申立てを行った。

しかし、平成22年8月18日付けで、上記回答のうち、申立期間①及び②については国民年金保険料が納付済みであり、申立期間③の一部である46年10月から47年3月までについては、厚生年金保険との重複納付のため、保険料が還付済みとなっているとの訂正がなされた。

国民年金保険料の納付記録が訂正されたのであれば、保険料納付月数が増えるはずであるところ、現在まで納付月数に変更が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、平成22年7月30日付けで、A年金事務所から、申立期間①及び②を含む昭和38年1月から41年3月までの保険料について、納付記録が確認できなかったとの回答がされている。

申立人は、上記の回答に基づき、年金記録確認第三者委員会への申立てを行ったところ、オンライン記録のうち、被保険者記録照会（納付Ⅱ）画面の昭和38年度及び39年度の表示が欠落していたため、国民年金被保険者台帳（特殊

台帳)で再確認した結果、記録照会による平成22年7月の回答が間違いであることが確認できたことから、同年8月18日付けで、A年金事務所から申立人に対して、国民年金保険料納付記録の照会(回答)の訂正が行われた。

しかしながら、申立人は、国民年金保険料納付記録の照会(回答)の訂正が行われたのであれば、年金事務所から送付された被保険者記録照会回答票に係る国民年金保険料納付月数についても訂正されるはずであると主張しているところ、申立人の国民年金保険料納付月数は、8月回答書作成後のオンライン記録及び被保険者記録照会回答票ともに「138月」であることが確認できることから、同訂正によって申立人の保険料納付月数が増えることはなく、申立人の納付記録に問題は無い。

また、申立人には、平成22年7月の回答書により、申立期間③の一部である昭和46年10月から47年3月までについて、国民年金保険料が納付されていないとの回答がされているが、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人は、申立期間③の保険料について、現年度納付していることが確認でき、同期間のうち、46年10月から47年3月までについては、厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、47年10月25日に、保険料の還付通知が行われていることが確認できる上、同台帳には、還付対象期間、還付金額、還付通知年月日が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は見当たらない。

なお、申立人は、平成22年7月30日のA年金事務所からの回答の誤り及び同事務所の対応について納得できず、申立ての経緯を当委員会へ伝えたいとの気持ちから申立てを行っており、事実、A年金事務所からの回答には誤りがあったことが認められるものの、各申立期間について、厚生労働省の記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月、8年1月から同年3月までの期間、9年3月、同年4月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月
② 平成8年1月から同年3月まで
③ 平成9年3月及び同年4月
④ 平成9年8月

ねんきん定期便を確認したところ、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。

私は、各申立期間の前後については学校の臨時講師をしており、契約が切れるたびに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。

このため、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間について、学校の臨時講師の契約が切れるたびに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録により、平成12年4月12日に、現在の基礎年金番号への統合に伴い各申立期間の国民年金被保険者資格記録が追加されていることが確認できることから、申立人の年金記録は、同年4月に、国民年金の加入手続を行ったことに伴い整理されたと考えられ、申立人は、各申立期間当時には、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認できる。

また、オンライン記録により、申立期間④の後である平成10年3月の国民年金保険料を12年4月24日に過年度納付していることが確認できることから、各申立期間については、時効により保険料を納付することができなかったものと推認できる。

さらに、各申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの期間、47年10月から48年3月までの期間、49年10月から50年3月までの期間及び52年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から45年3月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで
③ 昭和49年10月から50年3月まで
④ 昭和52年10月から同年12月まで

ねんきん定期便を確認したところ、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①については、母が国民年金保険料を納付してくれ、申立期間②、③及び④については、妻が夫婦二人分の保険料を納付してくれていたはずである。

このため、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和46年1月11日以降であると考えられ、申立期間①の一部については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間②、③及び④について、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の妻も同期間の保険料が未納となっており、申立人の主張には矛盾が認められる上、申立人の母及び妻は既に他界しているため、各申立期間当時の具体的な状況が不明である。

さらに、申立人は、各申立期間の国民年金保険料について、後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、各申立期間の保険料を過年度納付

及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、各申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1251

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から17年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月から17年4月まで
ねんきん定期便を確認したところ、平成16年4月から17年4月までの国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間については、平成16年12月に婚姻した元夫が国民年金保険料を納付してくれたはずである。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の元夫が国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、保険料を納付したとする申立人の元夫は、納付時期及び納付金額についての記憶が明確でなく、具体的な納付状況が不明である。

また、平成14年4月からは、国民年金保険料収納事務が市町村から国に一元化されるとともに、磁気テープに基づく納付書の作成及び発行、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進されるなど、記録管理の強化が図られており、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から58年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から58年4月まで

年金加入記録を照会したところ、昭和55年3月から58年4月までの国民年金保険料が未納とされていた。55年3月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、A市区町村役場又はB市区町村内のC銀行で、毎月、定期的に納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人のD市区町村への転入年月日及び申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された同記号番号の加入者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成2年8月31日であることから、2年9月以降と考えられ、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、仮に、申立人が主張するとおり、国民年金の加入手続きを行ったとすれば、申立期間当時にB市区町村を管轄する社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号は「*」であるところ、申立人の国民年金手帳記号は、申立人の平成2年9月28日から同年12月25日までの住所地であったD市区町村を管轄するE社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号の「*」であることから、申立期間は国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年3月まで

年金加入記録を照会したところ、昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。国民年金に加入した頃の2か月は保険料を納付しなかったが、その後は結婚するまでの間、納付書が送られてくる都度納付していた。

申立期間はA市区町村に住んでおり、申立期間の保険料については、同市区町村役場出張所又は郵便局で納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、A市区町村役場出張所又は郵便局で納付したと主張しているものの、オンライン記録によると、申立人は、昭和60年9月17日にB市区町村からC市区町村への住所変更が行われ、国民年金被保険者台帳は、申立期間前の申立人の住所地を管轄するD年金事務所において管理されており、B市区町村の「年度別納付状況リスト（昭和58年度分：59年5月10日現在）」により、申立人は、少なくとも昭和59年3月までは、同市区町村において国民年金被保険者資格を有していたものと推認できるほか、申立人が所持する国民年金手帳からも、A市区町村に住所を変更した記載は見当たらず、申立人が、申立期間に同市区町村において国民年金被保険者資格を有していた形跡はうかがえないことから、同市区町村から保険料納付書が送付されることはなく、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、後からまとめて納付したこ

とはないと主張しており、申立期間の保険料が過年度納付された事情は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から50年3月まで

年金事務所に国民年金の加入記録を照会したところ、昭和41年9月から50年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。49年9月頃、私の妻がA市区町村役場で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料については、手元にあったお金から一括で3万円から4万円くらいの金額を納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付していたので、昭和60年1月に住宅を新築した際にB機関の融資条件を満たし、融資を受けることができた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和49年9月頃に国民年金の加入手続きをA市区町村役場で行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているものの、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から51年1月以降と考えられ、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の妻が、3万円から4万円ほどの金額を一括で納付したと主張しているものの、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和51年1月の時点では、特例納付は行われていないことから、特例納付により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和59年に住宅新築の資金として、B機関から融資を受ける際、申立期間の国民年金保険料を納付していたことから融資条件を満たしていたと主張しているものの、申立人が所持する「資金融資のご案内（昭和59年度）」によると、申立人が融資を受けた金額に見合う同機関の融資条件は、

「通算して5年以上の厚生年金保険又は国民年金被保険者期間があり、申込月の前月まで連続する24月の保険料を継続して納入していること」となっていることから、申立人は、申立期間の保険料が未納であっても、同機関の融資の条件は満たしていたと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで
年金を受給する際に納付記録を確認したところ、昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間については、昭和36年4月から国民年金に加入し、自宅に来た集金人を通じて、3か月ごとに夫婦二人分の保険料を納付していた。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、3か月ごとに夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、昭和39年11月に、38年4月から39年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間については、時効により保険料を納付できなかったものと推認できる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、昭和37年度については、保険料の納付時期についての記載はないものの、納付月数欄には「06」と記載されており、同年度中に6か月間保険料を納付したことが確認できる上、前述の通り、翌38年度については、昭和38年4月から39年3月までの保険料を「39年11月」に過年度納付していることが確認できることから、申立人は、この時点で納付が可能であった37年10月から39年3月までの保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間について、自宅に来た集金人を通じて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の妻も申立期間と同一の期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで
社会保険事務所(当時)で確認したところ、昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間については、昭和36年4月から国民年金に加入し、夫が自宅に来た集金人を通じて、3か月ごとに夫婦二人分の保険料を納付していた。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の夫が、3か月ごとに夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人は、昭和39年11月に、38年4月から39年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間については、時効により保険料を納付できなかったものと推認できる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、昭和37年度については、保険料の納付時期についての記載はないものの、納付月数欄には「06」と記載されており、同年度中に6か月間保険料を納付したことが確認できる上、前述の通り、翌38年度については、38年4月から39年3月までの保険料を「39年11月」に過年度納付していることが確認できることから、申立人は、この時点で納付が可能であった37年10月から39年3月までの保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間について、申立人の夫が、自宅に来た集金人を通じて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫も申立期間と同一の期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立人は、申立期間の保険料について、後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1257

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年12月まで

ねんきん定期便を確認したところ、平成元年4月から同年12月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私は、平成2年10月末に会社を退職した後、国民年金に加入していなかったが、同年12月の婚姻後、3年3月から同年5月までの間に、A市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を遡って納付した記憶がある。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月から同年5月までの間に、A市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の被保険者の国民年金手帳記号番号及び申立人に係る国民年金第3号被保険者該当届により、4年10月19日であることが確認できる上、オンライン記録によれば、申立人は、同年11月17日に、その時点で時効未到来であった2年11月から3年1月までの保険料について過年度納付していることが確認できることから、申立期間については時効により保険料を納付することができなかったものと推認できる。

また、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成4年10月以降には、特例納付制度は存在しないため、申立期間当時の保険料を遡って納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も

かがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から53年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。昭和43年5月31日に勤めていた会社を退職後、同年6月から国民年金に加入し保険料を納付してきた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者名簿により、申立人が国民年金に加入した時期は昭和50年11月21日であることが確認できることから、この時点では、申立期間の過半については時効により保険料を納付できない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、後から遡って納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料について特例納付及び過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から48年12月まで

年金加入記録を照会したところ、昭和45年3月から48年12月までの国民年金保険料の納付記録が確認できなかった。43年3月に高校を卒業してから49年にA社に就職するまで農業を営んでいたことから、私の父が、昭和45年3月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、税金と一緒に納税組合を通じて納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付記録が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が、昭和45年3月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、納税組合を通じて納付していたと主張しているが、申立期間当時に申立人の居住地を管轄する社会保険事務所(当時)において払い出される国民年金手帳記号は「*」であり、申立人には、49年1月4日にA社B工場において取得した現在の基礎年金番号「*」が払い出されていただけであり、他に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間において、申立人は国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は納税組合を通じて納付していたと主張しているが、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時の具体的な状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせ

る事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から平成4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から平成4年5月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和47年10月から平成4年5月までの国民年金保険料が未納となっていた。

申立期間については、私の父が国民年金の加入手続をし、納税組合を通して、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された同記号番号の加入者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和51年8月14日であることから、同年同月以降と考えられ、申立期間の一部については、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の妻も申立期間と同一の期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、平成6年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月から6年3月まで
② 平成6年4月から8年3月まで

ねんきん定期便を確認したところ、平成5年8月から8年3月までの期間の国民年金保険料が未納となっていた。

両申立期間については、私の母が、A市区町村役場で、国民年金の加入手続きを行い、平成5年8月から6年3月までの期間については、保険料の免除申請を行い、6年4月から8年3月までの期間については、私の兄の保険料と一緒に納付していた。

このため、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間について、申立人の母が、国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、仮に、申立人の主張どおりであれば、申立人の国民年金手帳記号については、申立期間当時の居住地を管轄するB社会保険事務所（当時）において払い出される「*」となるはずであるが、申立人の国民年金手帳記号については、C社会保険事務所（当時）管内の市区町村に払い出される「*」であり、申立内容は不自然である。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された同記号番号の加入者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成6年12月3日であることから、6年12月以降と考えられ、申立期間①について国民年金保険料の申請免除の手続きを行うことはできない。

さらに、申立人の母が国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の兄

は、申立期間の一部に未納期間があり、平成7年4月から8年3月までの保険料も全額申請免除されているなど、申立人の主張とは異なる事実が認められる。

加えて、両申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできず、申立期間②についても国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1596

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から 11 年 8 月 11 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 10 年 9 月 1 日から 11 年 8 月 11 日までの期間の標準報酬月額は 38 万円となっているが、私が保有する給与未払証明書に記載されている社会保険料額に見合う標準報酬月額は 44 万円相当額である。

申立期間の標準報酬月額について、給与未払証明書に記載されている社会保険料額に見合う 44 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係るオンライン記録によると、被保険者資格を喪失した後の平成 11 年 8 月 24 日に、10 年 9 月 1 日に遡って、当初記録されていた 44 万円の標準報酬月額が 38 万円に随時改定されていることが確認できる。

しかしながら、A社において申立期間当時の社会保険事務担当だった者に照会したところ、標準報酬月額の算出方法等社会保険事務については、自身の上司である申立人の指示を受けて業務を行っており、平成 10 年 9 月 1 日の随時改定に係る厚生年金保険被保険報酬月額変更届の提出が 11 年 8 月に遅れたことを認めている。

また、申立期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から、申立期間当時、同社の経営は不振であり、そのための対応を申立人が行っていたこと、及び申立人は経理事務を担当する管理部長であり同社の社印（公印）を常に使用できる立場であったことについて証言が得られたことから判断すると、申立人が同社の社会保険料等の滞納を含め、経営状況等を認識していなかったとは考え難い。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保

険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されており、申立人は、前述のとおり、管理部長として同社の経営状態を把握し、A社の事業主に代わって対応していたと認められることから、申立期間において保険料の滞納等を知り得る立場であり、申立人が申立てに係る届出を同社から社会保険事務所(当時)に提出されることを認識していなかったとは考え難い。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間において「厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで
年金事務所から、A社に勤務していた昭和 49 年 4 月 1 日から 52 年 4 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の通知を受けた。私は、当時、A社において厚生年金保険に加入していた事実を知らず、当然脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の欄には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 52 年 6 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間前の 75 か月間の厚生年金保険被保険者期間についても、脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 24 日から 51 年 12 月 30 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた昭和 46 年 3 月 24 日から 51 年 12 月 30 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されている。

また、オンライン記録では、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和52年2月25日に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されているとともに、申立期間以外に脱退手当金の計算の基礎となるべき未請求期間が無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、A社B工場を退職後、昭和61年4月19日に厚生年金に加入するまでの112月にわたり、公的年金の加入歴が無い申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1599 (事案 133 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 26 日から 37 年 12 月 16 日まで
A社に勤務していた昭和 35 年 1 月 26 日から 37 年 12 月 16 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることについて、受給した記憶は無いとする私の申立てが認められなかった。

しかし、当時、会社から脱退手当金の話は無く、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、一連の事務処理に不自然さがうかがえないこと、事業主による代理請求の慣行があったものと推測できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、A社における厚生年金保険の資格喪失手続の印鑑を押したものの、脱退手当金の話は無かったと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 34 年 6 月 1 日から 36 年 6 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給済みである旨の回答を受けた。私は、当時、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間は無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 36 年 11 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、A社において、申立人の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給権を持つ複数の同僚から、脱退手当金は、学校側が自動的に請求手続を行い、受給した旨の証言が得られた。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 3 月 30 日まで
②昭和 39 年 3 月 23 日から 45 年 9 月 1 日まで

日本年金機構から届いたはがきを確認したところ、A医療機関に勤務していた申立期間①及びB医療機関に勤務していた申立期間②について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、両申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB医療機関に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和45年12月8日に脱退手当金の支給決定が行われているとともに、両申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致しており、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、B医療機関を退職後、C医療機関に勤務したとしているが、共済組合の組合員記録は無く、国民年金にも加入していないことから、申立人が脱退手当金の請求を行ったとしても不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 8 日から 38 年 5 月 16 日まで
② 昭和 38 年 8 月 1 日から 40 年 9 月 21 日まで

日本年金機構から届いたはがきを確認したところ、A社B工場に勤務していた昭和 36 年 1 月 8 日から 38 年 5 月 16 日までの期間及びC社に勤務していた 38 年 8 月 1 日から 40 年 9 月 21 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係るC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間①及び②に係る脱退手当金の実支給額についても計算上の誤りが無く、法定支給額と一致し、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 40 年 12 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者記号番号が、申立人がC社を退職した約2か月後の昭和 40 年 11 月 10 日に取り消され、申立期間①の被保険者記号番号に統合されていることが確認できるところ、脱退手当金が同年 12 月 27 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消処理が行われたものと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 34 年 6 月 30 日まで
年金事務所に、私の夫の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 31 年 4 月 1 日から 34 年 6 月 30 日までの期間において勤務していたA社の記録が無い旨の回答を受けた。古い写真から、私の夫はA社に勤務していたものと思われるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された写真から判断すると、申立人が、A社と推認される事業所に勤務していたことは推認できる。

一方、事業所番号等索引簿により、B都道府県内の「C社」が含まれる事業所を検索したものの、「A社」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。類似名称の事業所として、「D社」という名称の事業所が1事業所、「E社」という名称の事業所が2事業所確認できたものの、「D社」は昭和53年3月1日に、「E社」のうち一方は平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、もう一方は昭和24年12月5日に適用事業所でなくなっており、いずれの事業所も申立期間当時には適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録により、全国の「F社」で始まる事業所を検索したものの、「A社」という名称の事業所は確認できない。類似名称の事業所として、「G社」という名称の事業所(H都道府県)、「I社」という名称の事業所(J都道府県)、「K社」という名称の事業所(L都道府県)が確認できたものの、全ての事業所ともB都道府県内の事業所ではない上、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年以降であり、申立期間当時には適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人の妻は、申立人の勤務期間、事業主名、事業所の所在地及び

写真に写っている同僚の氏名等を全く記憶しておらず、申立期間当時の事情について調査ができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1604 (事案 1235 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 25 日から 42 年 3 月 26 日まで

A社及びB社に勤務していた申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることについて、受給した記憶は無いとする私の申立てが認められなかった。

しかし、現在、所持している厚生年金保険被保険者証は昭和 45 年 2 月に再交付されたものであり、脱退手当金を受給したことにより権利が失効している者にこのような再交付被保険者証が発行されるはずがないので、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の受給については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給記録があるとともに、資格喪失日から約 2 か月後に支給決定がなされ、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間以外に脱退手当金の基礎となるべき未請求期間が無いことなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬことがないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 12 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、脱退手当金受領後の、昭和 45 年 2 月 19 日付けのC社会保険事務所(当時)における厚生年金保険被保険者証の再交付について、厚生年金保険被保険者期間を喪失した者に対する被保険者証の再交付はあり得ない旨主張をしているが、当該再交付について年金事務所に照会したところ、脱退手当金を受給することにより、給付額の計算の基礎となる被保険者であった期間が無くなったとしても、その後、申立人が、別の事業所に勤務することもあり得ることから、申立人の被保険者証の再交付の申し出に対しては、同一記号番号の被保険者証を再交付することになる旨の回答が得られており、申立人による上記主張については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1605

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 50 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間について記録が無い旨の回答を受けた。

私は、A社を昭和 50 年 9 月 30 日付けで退職したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人の退職日は昭和 50 年 9 月 29 日であることが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日は昭和 50 年 9 月 30 日であり、オンライン記録と一致することが確認できるところ、当該資格喪失日より前の 1 年以内にA社を退職したとする同僚一人から提供された任用通知書により、同人の退職日が 49 年 9 月 29 日であることが確認できるとともに、前述の被保険者原票において、同人の資格喪失日は、同年 9 月 30 日となっていることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。